

## 第76期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

### 【事業報告】

業務の適正を確保するための体制

### 【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

### 【計算書類】

株主資本等変動計算書  
個別注記表

上記の事項につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置記載事項書面）への記載を省略しております。

なお、「業務の適正を確保するための体制」は、監査報告の作成に際して、監査委員会が監査をした事業報告の一部であり、また、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」は、監査報告および会計監査報告の作成に際して、監査委員会および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

# エステー株式会社

## 業務の適正を確保するための体制

取締役、執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

### ① 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

イ. 監査委員会の職務を補助すべき独立部署として監査委員会事務局を設けることとしています。

ロ. 監査委員会の職務を補助する取締役および使用人に関する規程を定め、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会事務局に所属する使用人とし、事務局長1名と事務局員若干名を置くこととしています。

ハ. 監査委員会の職務を補助すべき取締役1名を選定することとしています。

### ② 前①の取締役および使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項

イ. 監査委員会の職務を補助する取締役および使用人に関する規程を定め、当該使用人の人事異動ならびに考課につき、あらかじめ監査委員会の同意を要することとしております。

### ③ 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査委員会の職務を補助する取締役および使用人に関する規程を定め、指示の実効性を確保することとしています。

ロ. 監査委員会事務局に所属する使用人については、監査委員会の指示を実効的に遂行できるだけの知識および能力をもった使用人を置くこととしています。

### ④ 次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

i. 監査委員会に対する報告に関する規程を定め、下記の事項につき報告することとしています。

- ・執行役会で決議された事項
- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・当社の業務または業績に影響を与える重要な事項
- ・毎月の経営の状況として別途定める事項

- ・内部監査内容等社内規程に規定された事項
  - ii. i の報告は、監査委員会に対する報告に関する規程に基づき、執行役が直接もしくは監査委員会事務局を通じて定期的に、また必要により随時、書面または電磁的記録により報告することとしています。
  - iii. 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人は、監査委員会または監査委員会が選定した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしています。
  - ロ. 当社の子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者（以下、この号において「子会社取締役等」という。）が当社の監査委員会に報告をするための体制
    - i. 関係会社管理規程を定め、下記の事項につき報告することとしています。
      - ・関係会社の取締役会で決議された事項
      - ・関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
      - ・関係会社の業務または業績に影響を与える重要な事項
      - ・関係会社の経営の状況として別途定める事項
      - ・関係会社に関する内部監査内容等社内規程に規定された事項
    - ii. 子会社取締役等または当社の執行役および使用人は、監査委員会または監査委員会が選定した監査委員から子会社に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしています。
- ⑤ 前④の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査委員会に対する報告に関する規程を定め、監査委員会または監査委員会が選定した監査委員に報告した者は、当社ならびに執行役および使用人等から当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も受けないこととしています。
  - ロ. 当社ならびに執行役および使用人等は、監査委員会または監査委員会が選定した監査委員に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も加えてはならないこととしています。

- ⑥ 当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針として、職務の執行について生ずる費用を請求するときは、当該請求に係る費用が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできず、着手金等の前払、および事後的に発生した費用等の償還その他の当該職務の執行について生ずる費用の処理についても同様とすることとしています。
- ⑦ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 内部監査部門と連携し、監査委員による往査を実施することとしています。
- ロ. 定期的に代表執行役および監査法人との意見交換を実施することとしています。
- ⑧ 当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- イ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定めることとしています。
- ロ. コンプライアンス体制の構築のため、コンプライアンス委員会を設置し、規程の整備を行うこととしています。
- ハ. 当社グループとしてのコンプライアンスの取り組みの推進を行うこととしています。
- ニ. 内部通報制度にかかる規程を制定し、ヘルプラインを設置することとしています。
- ホ. 反社会的勢力の不当な要求に対して毅然とした態度で対応し、一切の関わりを排除することとしています。
- ヘ. コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンス体制の推進のために、コンプライアンス活動計画の承認と活動状況の確認、コンプライアンスに関する教育および啓蒙活動等を実施することとしています。
- ⑨ 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 文書管理規程を定めることとしています。
- ロ. 執行役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する規程を定め、情報の保存・管理を適切に行うことに努めることとしています。

ハ. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が求めたときは、執行役はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供することとしています。

⑩ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. グループ横断的な体制として当社グループ共通のリスク管理規程を定め、各社に責任者を置くこととしています。

ロ. 当社グループとしてのリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制整備の推進とリスク発生時の対応のルール化を行うこととしています。

ハ. 執行役は、当社グループにおいてリスク管理に関する重要な事項を発見した場合、監査委員会に対して報告することとしています。

ニ. リスク管理委員会は、特定のリスクへの対応のため、特別委員会を設けることができることとしております。特別委員会としてPL委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会を設置することとしています。

ホ. リスク管理委員会は、その活動につき、代表執行役、執行役会ならびに監査委員会に報告することとしています。

⑪ 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、取締役会は経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督することとしています。

ロ. 執行役に委任した業務分掌および権限について明確にするために、執行役の職務分掌および権限に関する規程を定めることとしております。また、経営上の重要事項については、定期的開催する執行役会において各執行役が協議のうえ決定することとしています。

ハ. 財務報告の適正性を確保するために必要な内部統制体制を整備することとしています。

⑫ 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者（以下、「子会社の取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

i. 関係会社管理規程に基づく各種報告を求めることとしています。

- ii. 当社グループ会社に対する内部監査部門による監査を実施し、必要により、監査委員による往査を実施することとしています。
- ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i. グループ横断的な体制として当社グループ共通のリスク管理規程を定め、各社に責任者を置くこととしています。
  - ii. 当社グループとしてのリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制整備の推進とリスク発生時の対応のルール化を行うこととしています。
  - iii. 子会社を担当する執行役は、当社グループにおいてリスク管理に関する重要な事項を発見した場合、監査委員会に対して報告することとしています。
  - iv. リスク管理委員会は、特定のリスクへの対応のため、特別委員会を設けることができることとしております。特別委員会としてPL委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会を設置することとしています。
  - v. リスク管理委員会は、その活動につき、代表執行役、執行役会ならびに監査委員会に報告することとしています。
- ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i. 関係会社管理規程に基づき、各社の位置づけや規模に応じた適切な子会社管理および支援を行うことにより当社グループ会社における職務執行の効率化を図ることとしています。
  - ii. 各社の位置づけや規模に応じた当社への事前承認事項および報告事項等を定めた契約を締結することにより当社グループ会社における職務執行の効率化を図ることとしています。
- ニ. 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - i. 子会社の取締役および使用人が法令・定款を遵守し、当社グループの経営理念等に則った行動をとるため、コンプライアンス体制の構築を推進することとしています。
  - ii. コンプライアンス体制の構築のため、コンプライアンス委員会を設置し、規程の整備を行うこととしています。
  - iii. 当社グループとしてのコンプライアンスの取り組みの推進を行うこととしています。
  - iv. 内部通報制度にかかる規程を制定し、ヘルプラインを設置するよう努めています。
  - v. 反社会的勢力の不当な要求に対して毅然とした態度で対応し、一切の関わりを排除することとしています。

- ホ. その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 当社グループとして倫理基準を定め、遵守に努めることとしています。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

#### <監査体制>

監査委員会は定期的開催され、監査委員会に対する報告に関する規程に定める事項について報告を受ける他、執行役および使用人が月次報告書により監査委員会に対して報告しています。この内容には、グループ会社の状況についても含んでおります。なお、監査委員は内部監査部門と連携し監査計画に基づき、往査を実施しました。内部監査部門も監査計画に基づき、グループ会社を含む監査を実施しました。

#### <法令遵守体制>

コンプライアンス委員会は定期的開催され、当社および子会社のコンプライアンス活動計画を承認し、コンプライアンスに関する教育および啓蒙活動を実施するとともに定期的に活動状況を確認することで、コンプライアンス体制を推進しました。その活動については、速やかに監査委員会に対し報告されています。

#### <リスク管理体制>

リスク管理委員会は定期的開催され、当社および子会社のリスク管理体制整備の推進とリスク発生時の対応のルール化を実施しました。P L委員会は定期的開催され、品質の保証および製造物責任に関する事項について審議、情報交換し、よりよい製造体制を推進しました。情報セキュリティ委員会は定期的開催され、情報管理体制に関する事項について審議、情報交換し、情報セキュリティについての意識向上を推進しました。これらの活動については、速やかに監査委員会に対し報告されています。

#### <経営管理体制>

当社の取締役会は、指名委員会等設置会社として、経営の執行方針やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しています。

# 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株主資本  |       |        |        |        |
|--------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
|                          | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当期首残高                    | 7,065 | 7,047 | 16,978 | △1,020 | 30,070 |
| 当期変動額                    |       |       |        |        |        |
| 剰余金の配当                   |       |       | △877   |        | △877   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      |       |       | 1,828  |        | 1,828  |
| 自己株式の取得                  |       |       |        | △0     | △0     |
| 自己株式の処分                  |       |       |        | 17     | 17     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |       |       |        |        |        |
| 当期変動額合計                  | -     | -     | 950    | 17     | 968    |
| 当期末残高                    | 7,065 | 7,047 | 17,928 | △1,002 | 31,038 |

|                          | その他の包括利益累計額      |                |                    |                  |                   | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純資産合計  |
|--------------------------|------------------|----------------|--------------------|------------------|-------------------|------------------|--------|
|                          | その他有価証<br>券評価差額金 | 土地再評価<br>差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |                  |        |
| 当期首残高                    | 1,866            | △537           | △177               | 52               | 1,204             | 573              | 31,847 |
| 当期変動額                    |                  |                |                    |                  |                   |                  |        |
| 剰余金の配当                   |                  |                |                    |                  |                   |                  | △877   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      |                  |                |                    |                  |                   |                  | 1,828  |
| 自己株式の取得                  |                  |                |                    |                  |                   |                  | △0     |
| 自己株式の処分                  |                  |                |                    |                  |                   |                  | 17     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | 108              | -              | 57                 | △17              | 148               | △2               | 145    |
| 当期変動額合計                  | 108              | -              | 57                 | △17              | 148               | △2               | 1,113  |
| 当期末残高                    | 1,974            | △537           | △119               | 34               | 1,352             | 570              | 32,961 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称 エステーPRO株式会社  
エステービジネスサポート株式会社  
エステーマイコール株式会社  
S. T. (タイランド)  
ファミリーグローブ(台湾)  
エステー코리아コーポレーション(韓国)  
シャルダン(タイランド)

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称等 日本かおり研究所株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 2社
- ・会社等の名称 愛敬S. T. (韓国)  
NSファーファ・ジャパン株式会社

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 日本かおり研究所株式会社
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

##### ③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、S. T. (タイランド)、ファミリーグローブ(台湾)、エステー코리아コーポレーション(韓国)およびシャルダン(タイランド)の決算日は、12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券(投資有価証券を含む)

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しています。

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しています。

ロ. 棚卸資産

当社および国内連結子会社は、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また、在外連結子会社は、主として総平均法による低価法を採用しています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社および国内連結子会社は定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法)を、また、在外連結子会社は主として当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 3～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～17年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいています。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。また、在外連結子会社は主として回収不能見込額を計上しています。

ロ. 役員退職慰労引当金

当社は、役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

ハ. 役員株式給付引当金

当社は、内規に基づく執行役への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しています。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生の日翌連結会計年度から費用処理しています。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 重要な収益および費用の計上基準

当社および国内連結子会社は、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。顧客による支配の獲得時点は、国内販売においては顧客に製品が到着した時点で、輸出販売においては顧客と合意した地点に製品が到着した時点と判断しています。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、リベートおよび返品等を控除した金額で測定しています。約束された対価は履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

⑥ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社等の資産・負債および収益・費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めています。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしているものは振当処理を採用しており、当連結会計年度においては全て振当処理をしています。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

なお、当連結会計年度末において残高はありません。

ハ. ヘッジ方針

主として当社は、外貨建予定取引の短期の為替変動リスクをヘッジするために為替予約を実施しています。

## 2. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することにしました。

この変更が連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

#### 4. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

##### (1) 株式給付信託 (B B T)

当社は、執行役に対し中長期に至る業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、執行役に対する株式報酬制度「株式給付信託 (B B T)」を導入しています。

###### ① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた執行役株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の執行役に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は執行役に対し、毎年業績に連動してポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。執行役に対し給付する株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

###### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く) により純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は196百万円、株式数は150千株です。

##### (2) 株式給付信託 (J - E S O P)

当社は、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J - E S O P)」を導入しています。

###### ① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は従業員に対し、毎年利益に関して一定の条件を満たした場合の利益水準に応じてポイントを付与し、退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

###### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く) により純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は125百万円、株式数は120千株です。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

預金 5百万円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

15,199百万円

### (3) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

#### ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額および第2条第4号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行い算出する方法によっています。

#### ・再評価を行った年月日

2002年3月31日

#### ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△177百万円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 23,000千株      | -千株          | -千株          | 23,000千株     |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 772千株         | 0千株          | 13千株         | 759千株        |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少13千株は、株式給付信託（BBT）における自己株式の交付によるものです。

3. 普通株式の自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する株式（当連結会計年度期首284千株、当連結会計年度末270千株）が含まれています。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2022年5月20日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 427百万円

(注) 配当の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれています。

- ・1株当たり配当金額 19円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月6日

ロ. 2022年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 450百万円

(注) 配当の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれています。

- ・1株当たり配当金額 20円
- ・基準日 2022年9月30日
- ・効力発生日 2022年12月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2023年5月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 450百万円

(注) 配当の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれています。

- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月5日

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、生活日用品等の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。

受取手形、売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理規程に基づいてリスク低減を図っています。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っています。支払手形及び買掛金、電子記録債務ならびに未払金は、一年以内の支払期日です。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務および未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。また、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額134百万円）は、その他有価証券には含めていません。

|         | 連結貸借対照表<br>計上額（百万円） | 時 価 額（百万円） | 差 額（百万円） |
|---------|---------------------|------------|----------|
| 投資有価証券  |                     |            |          |
| その他有価証券 | 5,386               | 5,386      | -        |

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

| 区分     | 時価    |      |      |       |
|--------|-------|------|------|-------|
|        | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券 |       |      |      |       |
| 其他有価証券 |       |      |      |       |
| 株式     | 5,290 | -    | -    | 5,290 |
| その他    | -     | 96   | -    | 96    |
| 合計     | 5,290 | 96   | -    | 5,386 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格により評価しています。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

① 財またはサービスの種類別の内訳

|               | 生活日用品事業（百万円） |
|---------------|--------------|
| エアケア（消臭芳香剤）   | 19,757       |
| 衣類ケア（防虫剤）     | 7,986        |
| サーモケア（カイロ）    | 4,712        |
| ハンドケア（手袋）     | 5,844        |
| 湿気ケア（除湿剤）     | 2,984        |
| ホームケア（その他）    | 4,290        |
| 顧客との契約から生じる収益 | 45,576       |

② 収益の認識時期別の内訳

|                       | 生活日用品事業（百万円） |
|-----------------------|--------------|
| 一時点で移転される財またはサービス     | 45,576       |
| 一定期間にわたり移転される財またはサービス | -            |
| 顧客との契約から生じる収益         | 45,576       |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4)会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高等

|               | 当連結会計年度(期首)<br>（百万円） | 当連結会計年度<br>（百万円） |
|---------------|----------------------|------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 |                      |                  |
| 受取手形          | 82                   | 200              |
| 売掛金           | 5,720                | 5,879            |

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,456円38銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 82円22銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています（当連結会計年度270千株）。

また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています（当連結会計年度270千株）。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |       |          |        |       |           |       |         |        |
|---------------------|-------|-------|----------|--------|-------|-----------|-------|---------|--------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 |          |        | 利益準備金 | 利益剰余金     |       |         | 利益剰余金計 |
|                     |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金計 |       | その他利益剰余金  |       |         |        |
|                     |       |       |          |        |       | 買換資産圧縮積立金 | 別途繰上金 | 繰越利益剰余金 |        |
| 当期首残高               | 7,065 | 7,067 | 10       | 7,078  | 549   | 22        | 3,600 | 11,017  | 15,190 |
| 当期変動額               |       |       |          |        |       |           |       |         |        |
| 剰余金の配当              |       |       |          |        |       |           |       | △877    | △877   |
| 当期純利益               |       |       |          |        |       |           |       | 1,528   | 1,528  |
| 自己株式の取得             |       |       |          |        |       |           |       |         |        |
| 自己株式の処分             |       |       |          |        |       |           |       |         |        |
| 買換資産圧縮積立金の取崩        |       |       |          |        |       | △0        |       | 0       | -      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |       |       |          |        |       |           |       |         |        |
| 当期変動額合計             | -     | -     | -        | -      | -     | △0        | -     | 651     | 650    |
| 当期末残高               | 7,065 | 7,067 | 10       | 7,078  | 549   | 21        | 3,600 | 11,668  | 15,840 |

|                     | 株主資本   |        | 評価・換算差額等     |          |            | 純資産合計  |
|---------------------|--------|--------|--------------|----------|------------|--------|
|                     | 自己株式   | 株主資本計  | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 当期首残高               | △1,020 | 28,313 | 1,869        | △537     | 1,331      | 29,645 |
| 当期変動額               |        |        |              |          |            |        |
| 剰余金の配当              |        | △877   |              |          |            | △877   |
| 当期純利益               |        | 1,528  |              |          |            | 1,528  |
| 自己株式の取得             | △0     | △0     |              |          |            | △0     |
| 自己株式の処分             | 17     | 17     |              |          |            | 17     |
| 買換資産圧縮積立金の取崩        |        | -      |              |          |            | -      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |        |        | 107          | -        | 107        | 107    |
| 当期変動額合計             | 17     | 668    | 107          | -        | 107        | 775    |
| 当期末残高               | △1,002 | 28,981 | 1,976        | △537     | 1,439      | 30,421 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しています。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 3～50年 |
| 構築物       | 7～45年 |
| 機械及び装置    | 2～17年 |
| 車両運搬具     | 4～5年  |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいています。

③ 長期前払費用

定額法を採用しています。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理することとしています。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

④ 役員株式給付引当金

内規に基づく執行役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しています。

(5) 収益および費用の計上基準

当社は約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。顧客による支配の獲得時点は、国内販売においては顧客に製品が到着した時点で、輸出販売においては顧客と合意した地点に製品が到着した時点と判断しています。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、リベート及び返品等を控除した金額で測定しています。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

(6) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理していません。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしているものは振当処理を採用しており、当事業年度においては全て振当処理をしています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

なお、当事業年度末においては、残高はありません。

③ ヘッジ方針

主として外貨建予定取引の短期の為替変動リスクをヘッジするために為替予約を実施しています。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

## 2. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することにしました。これによる影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

#### 4. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 株式給付信託 (B B T)

執行役に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記は、連結注記表の「4. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(2) 株式給付信託 (J - E S O P)

従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記は、連結注記表の「4. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 12,787百万円 |
| (2) 保証債務 借入保証      |           |
| S. T. (タイランド)      | 430百万円    |
| シャルダン (タイランド)      | 79百万円     |
| (3) 関係会社に対する金銭債権債務 |           |
| 短期金銭債権             | 531百万円    |
| 長期金銭債権             | 1,473百万円  |
| 短期金銭債務             | 515百万円    |
| (4) 事業用土地の再評価      |           |

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額および第2条第4号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行い算出する方法によっています。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△177百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                  |          |
|------------------|----------|
| 関係会社に対する売上高      | 3,698百万円 |
| 関係会社からの仕入高       | 5,946百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 | 538百万円   |

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末の<br>株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 772千株           | 0千株            | 13千株           | 759千株          |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものです。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少13千株は、株式給付信託（BBT）における自己株式の交付によるものです。
3. 普通株式の自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する株式（当事業年度期首284千株、当事業年度末270千株）が含まれています。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |          |
|--------------|----------|
| 繰延税金資産       |          |
| 未払賞与         | 118百万円   |
| 返金負債         | 163百万円   |
| 棚卸資産評価損      | 109百万円   |
| 退職給付引当金      | 358百万円   |
| 役員退職慰労引当金    | 31百万円    |
| 役員株式給付引当金    | 26百万円    |
| 減損損失         | 352百万円   |
| 投資有価証券評価損    | 52百万円    |
| その他          | 263百万円   |
| 繰延税金資産 小計    | 1,475百万円 |
| 評価性引当額       | △70百万円   |
| 繰延税金資産 合計    | 1,405百万円 |
| 繰延税金負債       |          |
| 買換資産圧縮積立金    | △9百万円    |
| 前払年金費用       | △2百万円    |
| 返品資産         | △105百万円  |
| その他有価証券評価差額金 | △821百万円  |
| その他          | △3百万円    |
| 繰延税金負債 合計    | △942百万円  |
| 繰延税金資産の純額    | 462百万円   |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

(関連会社等)

| 種類  | 会社等の名称                | 住所                | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容                       | 議決権等の<br>所有割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係                  | 取引<br>内容              | 取引金額<br>(百万円) | 科目                            | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------------|-------------------|--------------|-----------------------------|----------------------|--------------------------------|-----------------------|---------------|-------------------------------|---------------|
| 子会社 | エステー<br>マイコール株<br>式会社 | 栃木県<br>栃木市        | 90           | カイロの製<br>造、販売               | 所有<br>直接100.0%       | 製品・商品<br>の供給<br>役員の兼任          | 設備投資<br>資金の貸付         | -             | その他の流<br>動資産<br>関係会社<br>長期貸付金 | 64<br>1,194   |
|     |                       |                   |              |                             |                      |                                | 利息の受取<br>(注) 1        | 33            | -                             | -             |
|     |                       |                   |              |                             |                      |                                | 土地・建物<br>の賃貸<br>(注) 2 | 102           | -                             | -             |
|     |                       |                   |              |                             |                      |                                | 製品の仕入<br>(注) 3        | 3,832         | 買掛金                           | 315           |
| 子会社 | S. T.<br>(タイラン<br>ド)  | タイ国<br>チョン<br>ブリ県 | 202百万<br>パーツ | 消臭芳香<br>剤・手袋等<br>の製造、販<br>売 | 所有<br>直接81.8%        | 製品・商品<br>の仕入およ<br>び供給<br>役員の兼任 | 債務保証<br>(注) 4         | 430           | -                             | -             |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

2. 市場価格を勘案して、一般取引条件と同様に決定しています。

3. 製品の仕入は、総原価を勘案して価格交渉の上、合理的に決定しています。

4. 金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っています。なお、子会社から保証料の授受は行っていません。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (5) 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,367円83銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 68円72銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています（当事業年度270千株）。

また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています（当事業年度270千株）。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。